

第 116 回国有財産東海地方審議会 の開催結果について

本日、「国有財産東海地方審議会」において、東海財務局長から諮問した下記事項について、諮問どおりとする旨の答申がなされました。

【諮問事項】

愛知県豊橋市向山町に所在する留保財産を愛知県企業庁に対し、庁舎敷地として、定期借地権を活用して貸付することについて

所在地	区分	数量	相手方
愛知県豊橋市向山町字 南中畑 3 9 番外 1 筆	土地	2,141.42 m ²	愛知県企業庁
利用計画	処理区分	用途指定期間	
庁舎敷地	時価貸付 (55年) (一般定期借地)	貸付期間中	

(参考)

- ・ 本財産は、令和元年 1 1 月の第 1 1 2 回国有財産東海地方審議会へ諮問し、留保財産(※)とした財産です。
- ・ 本財産は、愛知県企業庁東三河水道事務所庁舎及び愛知県環境調査センター東三河支所の合築による庁舎敷地として利用する予定です。
- ・ 今後は、鑑定評価など所定の手続きを経て、愛知県企業庁と令和 5 年度に定期借地契約を締結する予定です。

※ 留保財産とは、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地のことをいいます。このような国有地は、国が所有権を留保し、売却せずに定期借地権による貸付を行うことで、有効活用(最適利用)を図ることとしています。

【本件にかかる照会先】

東海財務局 管財部 統括国有財産管理官 辻
TEL 052-951-2825